様式4-2

インフルエンザ様疾患患者死亡報告書

　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

施　設　種　別

|  |
| --- |
|  |

施設名

|  |
| --- |
|  |

施設長(代表者)名

|  |
| --- |
|  |

所　　在　　地

|  |
| --- |
|  |

1　年齢等　　　年齢　　　　　　歳代

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

2　死亡年月日 　　　　　　　年　　　月　　　日

|  |
| --- |
|  |

3　死 亡 場 所

該当するものに○を付してください。

1）施設内

2）入院先の医療機関

3）その他（　　　　　　　　　　　　　　）

4 推定インフルエンザ様疾患患日 　　　　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| （初発年月日） |  |

　　 《報告者》

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |
| ＴＥＬ |  |
| ＦＡＸ |  |

（参考）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号当職通知）の別紙「医師

及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（抜粋）

インフルエンザ

(1)　定義

インフルエンザウイルス（鳥インフルエンザの原因となるＡ型インフルエンザウイルス及び新型インフルエンザ等感染症の原因となるインフルエンザウイルスを除く。）の感染による急性気道感染症である。

(2)　臨床的特徴

上気道炎症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛を伴うことを特徴とする。流行期（我が国では、例年11月～4月）にこれらの症状のあったものはインフルエンザと考えられるが、非流行期での臨床診断は困難である。合併症として、脳症、肺炎を起こすことがある。

(3)　届出基準（インフルエンザ定点における場合）

　ア　患者（確定例）

指定届出機関（インフルエンザ定点）の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、①のすべてを満たすか、①のすべてを満たさなくても②を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ　感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（2）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、インフルエンザが疑われ、かつ、①のすべてを満たすか、①のすべてを満たさなくても②を満たすことにより、インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

①届出のために必要な臨床症状（4つすべてを満たすもの）

ア 突然の発症

イ 高熱

ウ 上気道炎症状

エ 全身倦怠感等の全身症状

②届出のために必要な検査所見

|  |  |
| --- | --- |
| 検　査　方　法 | 検　査　材　料 |
| 迅速診断キットによる病原体の抗原の検出 | 鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液 |

(4)　届出基準（基幹定点における場合）

ア　入院患者

指定届出機関（基幹定点）の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、（3）①のすべてを満たすか、（3）①のすべてを満たさなくても（3）②を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した患者のうち、入院をしたものについて、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。